

宮監第302号
令和8年1月28日

請求人 (略) 様

宇都宮市監査委員 菊池 康夫

同 鈴木 公泉

同 馬上 剛

同 長谷川 武士

住民監査請求について (通知)

令和7年12月22日付で收受いたしました地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）につきまして、下記の理由により却下します。

記

法第242条第1項において、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添えて、監査委員に対して、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることを規定している。

この「財務会計上の行為又は怠る事実」とは、具体的には「財務会計上の行為」とは、①公金の支出②財産の取得、管理若しくは処分③契約の締結若しくは履行④債務その他の義務の負担のことであり、「怠る事実」とは、①公金の賦課若しくは徴収を怠る事実②財産の管理を怠る事実のことである。

本件請求において、請求人は、宇都宮市に対する情報公開請求について、宇都宮市情報公開条例（平成12年3月条例第1号。以下「条例」という。）第12条第2項に定められた公開決定等に係る期間の延長通知が、条例第12条第1項に定められた公開決定等の期限である、公開請求があった日から起算して15日以内に行われていないのは、情報公開制度の不履行に該当する条例違反であると主張しているものと解されるが、当該行為は、住民監査請求の対象となる法第242条第1項に定められた違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実のいずれにも該当するとは認められない。

以上により、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たさないものと判断する。